

参議院農林水産委員 殿

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(食糧法)改定案 の徹底審議を求める要請

日頃より、国民の命と暮らし、食料・農業・地域を守るために奮闘されていることに敬意を表します。

23年産米不足から始まった価格高騰で、政府は60万トンの政府備蓄米を放出しました。また、輸入米が20万ト近くにまで急増し、25年産政府備蓄米買入も中止したことから、供給量が増えた結果、25年産米の市場は供給過剰の状態になり、価格が高騰していた価格も暴落しています。市場まかせの米政策による米不足と価格高騰・暴落という現状から、26年産米の作付けを前に、米農家は困惑し、不安は拡大しています。

こうした中、政府は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(食糧法)」改正法案を国会に提出しました。

不作でもないのに、複数年にわたる米不足と、価格高騰を招いたことに対する反省をすることなく、米の価格と需給の責任をさらに放棄し、生産者と民間事業者に責任を押し付ける見直し方向が示されており、農家や米関連業界から批判の声が上がっています。

日本の米生産を持続可能なものにするためには、生産者に対する所得補償と価格保障制度の創設が不可欠であり、流通を安定させるためにも、ゆとりある需給を担保する、備蓄制度を活用した政府による需給コントロールの実施が求められています。しかし、食糧法改正の方向は、さらに市場原理に任せ、米の生産と流通を不安定化させかねない見直しと言わざるを得ません。

以上の趣旨から、下記事項について、農林水産委員会で徹底審議を行い、拙速に採択を行わないことを求めます。

- 1、生産者に自己責任を押し付ける「需要に応じた米生産」の法定化を行わないこと。
- 2、備蓄の役割を果たせず、民間業者に負担を強いる「民間備蓄」の導入は行わないこと。
備蓄にミニマムアクセス米を利用せず、国産米の買入を実施し、備蓄水準を早急に復元すること。
- 3、民間事業者負担を拡大する報告徴求や罰則強化を行わないこと。

2026年 7 月 1 日

要請団体 全大阪消費者団体連絡会

代表者 事務局長 立石孝行